

柏崎市国民健康保険の 高額療養費の支給申請手続きを簡素化します！

これまで高額療養費の支給を受けるためには、該当月ごとに柏崎市が郵送した高額療養費支給申請書に必要事項を記入し、提出いただく必要がありました。

令和8（2026）年1月からは、同封の「高額療養費支給申請手続簡素化申請書」（簡素化申請書）を高額療養費支給申請書と一緒に提出いただくことで、以降は申請不要で、高額療養費が指定の口座に自動的に振り込まれるようになります。



申請書が届くたびに、口座情報などを記入して提出。

簡素化の申請をすることで、以降は指定の口座に自動的に振り込まれる。

○簡素化の申請方法

以下の書類を提出・提示してください。

- (1)高額療養費支給申請書
- (2)簡素化申請書
- (3)本人確認ができるもの（窓口申請の場合）
例：マイナンバーカード、運転免許証など
- (4)振込先に指定する口座の通帳（窓口申請の場合）

- ## ○対象世帯
- ・高額療養費該当の診療日時点で柏崎市国民健康保険に加入していること。
 - ・簡素化申請書の記載事項に承諾いただけすること。
 - ・国民健康保険税に滞納がないこと。

※注意

- ・申請した振込先を変更する場合、自動振込みを停止する場合は、改めて簡素化申請書の提出が必要です。
- ・以下の場合は、指定口座への自動振込みが停止されることがあります。
 - (1)世帯主が変わった。
 - (2)指定口座への振込みができなくなった。
 - (3)国民健康保険税の滞納があった。など
- ・送付済みの高額療養費支給申請書は自動振込みの対象外です。

簡素化の申請後は原則、
高額療養費支給申請書
は届きません。

高額療養費に該当があつた場合、最短で診療月の3か月後の月末に振り込まれ、振込前に支給決定通知書が届きます。



お問い合わせ先
柏崎市役所 国保医療課
国民健康保険係 給付担当
電話（直通）0257-21-2315